



島根県報

平成25年10月25日（金）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	2
行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	11
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	14
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	22

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成23年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員	藤間	恵一
同	平谷	昭
同	法正	良一
同	後藤	勇

平成23年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計、特別会計及び企業会計</p> <p>(1) 収入関係事務</p> <p>① 調定すべきものが調定されていないもの</p> <p>児童福祉施設に措置した場合に扶養義務者から徴収する児童措置費負担金については、収入等の調査をもとに負担金額を決定し、調定の上徴収しなければならないにもかかわらず、2児童福祉施設に措置した児童5名分（扶養義務者3名）の負担金額が未決定で、調定されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（益田児童相談所）</p>	<p>① 調定すべきものが調定されていないもの</p> <p>指摘のあった未決定の5名分（扶養義務者3名）については、平成24年7月に負担金額を決定し調定した。現在、こうした事案が起こらないように、決定処理の際にはケースワーカーと連携し、扶養義務者に対して費用負担額調査票など必要書類の提出の依頼を行っている。その上で、提出の見込みがない場合は、挙証資料を公用で申請し徴取するなど、決定処理が遅延しないよう適切な執行に努めている。</p> <p>また、施設措置等児童及び納入義務者の一覧表により、負担金額の決定に漏れがないか定期的に確認を行うこととした。</p>
<p>② 領収証書を発行していないもの</p> <p>現金をもって納付を受けたときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならないとされているが、ヒラメ種苗売払代金について、領収証書が交付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（水産技術センター）</p>	<p>② 領収証書を発行していないもの</p> <p>平成24年度の納付分から、現金納付を受けた時点で領収証書の交付を行うよう改めた。</p>
<p>(2) 支出関係事務</p> <p>① 執行伺のないもの</p> <p>屋内運動場建築追加工事及び特別教室棟建築追加工事について、執行伺は起案されていたが、決裁がないまま執行されていた。</p> <p style="text-align: right;">（松江養護学校）</p>	<p>① 執行伺のないもの</p> <p>予算執行に際し、適正な会計手続を取るよう努め、今後このようなことがないようにする。</p>
<p>② 支払の時期が遅延し、延滞利息等が発生したもの</p> <p>ア 恩給受給者が死亡したことにより、その配偶者に支払うこととなった扶助料について、誤った金額を支払ったため、正当金額の支払が遅れ、延滞利息が発生していた。</p> <p>支払不足額：337,000円（33,700円×10回）</p> <p>誤支払期間：平成20年12月5日～平成23年4月5日（4半期ごと10回）</p> <p>不足額・利息の支払日：平成23年7月1日</p> <p>延滞利息：16,500円</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>② 支払の時期が遅延し、延滞利息等が発生したもの</p> <p>ア 今回の誤支出の原因となった恩給システムへの入力誤りについて、全受給者の入力状況を改めて点検し、他の者については誤りがないことを確認した。</p> <p>平成21年度から恩給の裁定、転給、失権等の決裁時に恩給システムの入力画面の写しを添付し、恩給システムの入力に誤りがないことを複数人でチェックすることとしている。</p>
<p>イ 弁護士謝金について、誤って同姓同名の別人の口座に振り込んだため、正当債権者への支払が遅</p>	<p>イ 債権者（支払先）について、執行伺作成時に財務電算に登録されている債権者情報の内容を</p>

<p>延し、延滞利息が発生していた。</p> <p>○弁護士謝金（消費者相談業務）：22,500円 当初の支払日：平成23年1月10日 正当債権者への支払日：平成24年3月22日 延滞利息：800円</p> <p>○弁護士謝金（多重債務対策特別無料相談）： 13,500円 当初の支払日：平成23年2月20日 正当債権者への支払日：平成24年3月22日 延滞利息：400円</p> <p style="text-align: right;">（環境生活総務課）</p>	<p>確認し、正当な相手方かどうか住所等によるチェックをより徹底することとした。</p> <p>また、執行伺への債権者番号の記載の徹底についても改めて課内職員に周知した。</p>
<p>ウ ADSL回線使用料（平成23年11月利用分）について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>回線利用料：4,955円 支払期限：平成24年1月4日 支払日：平成24年1月24日 延滞利息：39円</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>	<p>ウ 再発防止のため、請求書を受理した際には、迅速に支払の事務処理を行い、必ず支払期限までに支払を完了させることを課内に周知徹底した。引き続き、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>エ 中山間地域等直接支払制度第3期対策2年目協定アンケートに係る後納郵便料金（1月分）について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>後納郵便料金：28,025円 支払期限：平成24年2月29日 支払日：平成24年3月19日 延滞利息：200円</p> <p style="text-align: right;">（農業経営課）</p>	<p>エ 今後は資金前渡者、資金前渡受領者ともに資金前渡予定をスケジュール等で把握するなど課内のチェック体制を強化し支払期限内に処理するよう努める。</p> <p>なお、後納郵便料金の支払方法については、再発防止のため口座振替払いの手続きを行った。</p>
<p>オ 糶摺り機購入代金の支払が遅延したため、延滞利息が発生していた。</p> <p>購入代金：397,000円 納期限（決済日）：平成23年6月28日 支払日：平成23年10月27日 延滞利息：6,001円</p> <p style="text-align: right;">（中山間地域研究センター）</p>	<p>オ 指摘のあった事項は、当センターにおいて財務会計システムで支出帳票を起票処理し、その後、センター出納員が審査決裁したものの、財務会計システムでの審査入力を失念したため、審査未済のまま放置された結果、支払が大幅に遅延したものである。</p> <p>平成24年7月からは内部管理事務改革の一環として、会計事務が県庁に集約されたため、原則として支払にかかる帳票の起票及び審査事務を当センターでは行わなくなった。その結果、指摘事項のようなケースは発生しないものと考えるが、引き続き以下のことについて留意して再び支払遅延が発生することのないよう徹底することとした。</p>

	<p>①事務処理優先順など常に意識し、支払事務は最優先で処理する必要があることを職員に徹底する。</p> <p>②発注担当者は物品等納品完了後、適法な請求書を受理したら執行何等関係書類と一緒に速やかに県庁の総務事務センターへ送付する。</p> <p>③センター総務課職員は執行伺がセンターに返送されたら書類の確認のみでなく、財務会計システムでも処理が完了したことを確認するよう徹底する。</p>
<p>カ 職員の年末調整における住宅借入金等特別控除額の算定を誤ったため、徴収不足税額に係る延滞税及び不納付加算税が発生していた。</p> <p>○平成21年分 不足税額：72,400円 納期限：平成22年1月12日 納付日：平成24年1月20日 延滞税：3,200円 不納付加算税：7,000円</p> <p>○平成22年分 不足税額：70,000円 納期限：平成23年1月11日 納付日：平成24年1月20日 延滞税：3,000円 不納付加算税：7,000円</p> <p style="text-align: right;">(中央病院)</p>	<p>カ 住宅控除を受けようとする者への控除額計算に当たっては、該当者から居住状況の確認や住宅ローンの借換状況が把握できるチェックシートを提出させることとし、適切な事務処理ができるように改めた。</p>

平成23年度会計定期監査の結果に関する報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p>I 定期監査の結果に関する意見</p> <p>1 支出負担行為の出納機関への事前協議及び確認について</p> <p>支出負担行為の出納機関への事前協議は、会計規則第8条の規定により重要な支出案件について、適正な会計処理に万全を期すため、出納機関が事前に内容を了知するために設けられているものである。</p> <p>しかしながら、出納機関への事前協議が必要な支出負担行為でありながら事前協議がなされていないものが見受けられた。</p> <p>また、支出負担行為の確認は、支出審査の徹底を期するため、会計規則第32条により、支出負担行為担当</p>	<p>(総務事務センター、出納局)</p> <p>会計規則第8条(出納機関への事前協議)及び第32条(支出負担行為の確認)について、改めて会計関係法令の遵守を徹底するため、「支出負担行為に係る出納機関への事前協議及び確認」(平成24年12月7日付審第275号)を发出し、会計規則第8条及び第32条違反があった場合には、次の措置を行うこととしたところである。</p> <p>①出納局から違反のあった所属に対し、指示書を送付</p> <p>②当該所属から、違反理由及び事務処理改善策を会</p>

<p>者が支出負担行為をしたときは、速やかに、支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならないと規定されている。</p> <p>しかし、支出負担行為の日から支出負担行為票による出納機関の確認までの期間が3ヶ月以上にわたるものが、多数見受けられている。</p> <p>については、毎年度相当数見受けられるこうした事案の発生要因の調査分析や、会計担当職員等に制度、手続の周知、指導を行い支出負担行為の事前協議、確認手続を徹底されたい。</p>	<p>計管理者あて報告</p> <p>③上記指示書の違反理由を調査分析し、会計事務研修及び「出納局だより」において職員に周知</p> <p>なお、引き続き、会計事務研修の充実強化を図るとともに、「出納局だより」の発行などにより会計事務に関する情報共有化の推進に努めている。</p>
<p>2 旅費事務の集中化に伴う事務処理について</p> <p>本県では、業務の効率化を目的として「内部管理事務改革基本計画」に基づき、平成23年10月から一部事務の集中化・一元管理を段階的に開始し、本庁及び地方機関の支払事務について、総務事務センターにおいて集中処理が行われている。</p> <p>旅費事務については、平成24年1月から旅費事務システムを導入し、各所属において職員が旅行経路や旅費計算、請求・精算額等を直接入力することとしている。</p> <p>また、旅行命令決裁者には旅行報告の確認や領収書等により旅費の精算確認をすることとされている。</p> <p>しかし、今回の定期監査では、旅行命令決裁者の領収書による金額の確認が不十分なため支払額を誤った事例等が見受けられた。</p> <p>また、同システム導入時には、事前説明会や研修は行われているが、所属においては、旅費制度の知識・理解が不十分な状況も見受けられた。</p> <p>については、旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう各所属の実態に応じた研修・指導を充実・強化されたい。</p>	<p>(人事課、総務事務センター、出納局)</p> <p>旅費事務の適正かつ円滑な処理が行えるよう支給基準の明確化や制度の周知に努めている。</p> <p>〔具体的な取組内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の運用方針、規則の運用方針、旅費事務の手引きを改正、充実 ・ 「旅費の精算時における領収書の確認について(人事課長通知)」を发出 ・ 職員向け情報紙「すまいる通信」を発行 <p>また、新規採用職員研修及び会計事務研修において旅費制度に関する研修を実施するとともに、必要に応じて所属への訪問指導を実施している。</p>
<p>3 ETCカードについて</p> <p>有料道路自動料金収受システム(ETCシステム)の普及が進み、ETCカードを備えている所属が増えている。</p> <p>しかし、ETCカードによる支払をする場合には、タクシー使用の場合と同様に、使用実績が確認できるETCカードの使用簿等を備えておくことが適切であるが、使用簿を備えている所属と備えていない所属があった。</p> <p>ETCカードの管理や使用簿については、会計規則に規定はなく、取扱通知も出されていない。</p>	<p>(出納局)</p> <p>ETCカードの適正な管理や使用に関する取扱いを定め、総務部長・出納局長連名で「公用のETCカードを使用し高速道路を利用して出張する場合の取扱いについて」(平成25年7月19日付け人第335号)により通知したところである。</p> <p>取扱通知においては、公用のETCカードを使用し高速道路を利用する場合の承認基準、ETCカードの管理方法及び使用手続等を規定し、使用実績が確認できる「ETCカード使用による高速道路利用承認(報告)簿」の様式を定めた。</p>

<p>については、ETCカードについて、適正な管理や使用するための関係規程等の整備をされたい。</p>	
<p>4 児童措置費負担金について</p> <p>児童相談所は、児童福祉施設に入所措置等した場合には、児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則により、扶養義務者から徴収する児童措置費負担金の額を決定し、扶養義務者に対して通知することとされている。</p> <p>しかしながら、負担金の額の決定がなされていないという事案が見受けられた。</p> <p>については、各児童相談所へ事務処理手続の周知徹底を図り、適切な費用徴収事務の執行に努められたい。</p>	<p>(青少年家庭課、障がい福祉課)</p> <p>指摘のあった事案については、児童相談所において既に徴収額を決定し、対象者あてに決定通知を交付している。</p> <p>各児童相談所に対して各種会議等を通じ注意喚起を行うとともに、適正処理について、再度、周知・徹底を行った。</p> <p>また、事務処理マニュアルの見直しを行い、児童相談所におけるチェック体制の強化など、事務処理手続の改善を図るとともに、定期的に各児童相談所に対し、決定状況の確認を行うこととした。</p> <p>平成25年度からは、青少年家庭課において、児童相談所への業務監査を行うこととしており、今後とも、適切な費用徴収事務の執行に努める。</p>
<p>II 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>1 委員謝金の適正な執行について</p> <p>要綱により設置された、保健所の精神障がい者社会適応訓練運営協議会における委員への謝金については、予算措置がされているにもかかわらず、各保健所によって異なった取扱いが見受けられたところである。</p> <p>については、委員謝金の執行について統一的な取扱いをされたい。</p>	<p>(障がい福祉課)</p> <p>精神障がい者社会適応訓練運営協議会における委員謝金については、委員から了解を得て謝金を支払っていない場合があり、保健所間での取扱いが異なっていたが、平成24年度から取扱いを統一し、民間委員に対しては謝金を支払うこととした。</p>
<p>2 契約書等の標準書式の改正等について</p> <p>① 履行遅滞条項について</p> <p>契約書等の標準書式において、遅延賠償金や遅延利息の率は具体的な率が記載されている。その率は政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく財務省告示で指定されている率が用いられており、近年たびたび改正されている状況にある。</p> <p>このため、長期継続契約に係る契約書に記載されている遅延賠償金及び遅延利息の率について、当該率の改正があつたにもかかわらず、変更契約が締結されていない事例や単年度の契約においても誤った率を契約書に記載して契約を締結している事例が見受けられた。</p> <p>については、適正な率が確実に適用されるように、例えば「ただし政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に</p>	<p>(出納局)</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息の率が改正された場合にも対応できるように、平成25年4月1日から適用になる遅延利息の率の改正に併せ、各種の標準契約書の遅延利息の率の記載内容を下記のとおり変更したところである。</p> <p>(平成25年3月8日付け審第354号通知)</p> <p>(変更前) 年3.1%</p> <p>(変更後) 年3.0% (政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第2項及び第3項において同じ。)</p>

<p>基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率により支払わなければならない」のような条文を標準書式に設けるなどの検討をされたい。</p>	
<p>② 標準書式の改正及び周知について</p> <p>平成23年4月の島根県暴力団排除条例の施行を受けて、平成23年9月20日付け審第226号で、契約書等の標準書式の一部が改正され、暴力団排除規定が新設された。</p> <p>しかしながら、改正された9月以降の契約においても、当該条項が記載されていない事例が多く見受けられた。</p> <p>については、各所属における契約書等は、標準書式に準拠して作成することとされていることから、必要な条項の改正を速やかに行い、その周知についても徹底を図られたい。</p>	<p>平成24年度に改正した契約書等の標準書式（支払遅延に対する遅延利息の率に関する改正）については、速やかに職員向け掲示板（ポータルサイト）を通じて全職員に周知したところである。</p> <p>今後とも、改正時期を逸することがないように留意し、ポータルサイトを通じて迅速な周知に努めるとともに、各所属に対しては標準書式による契約書の作成を会計関係研修、支出審査及び会計検査等を通じて指導していく。</p>
<p>③ 受注者の協力条項等について</p> <p>物品納入に係る会計処理については、平成21年度の業務点検委員会における実態調査等を踏まえて、物品購入に際しての納品書の徴取、收受印の押印や納入検査確認の徹底など、適正な会計処理の確保に向けた取組が図られてきたところである。</p> <p>この実態調査においては、納入業者データとの突合等も行われ、平成22年度の定期監査においても、必要に応じて業者台帳等による確認を求めてきたところである。</p> <p>については、必要な調査・確認を円滑に行い、相互けん制機能の強化を図るため、検査・監査に対する受注者の協力等を契約条件に盛り込むなど、契約・会計事務の一層の適正化に資する措置等について検討されたい。</p>	<p>他県における「受注者の県調査への協力条項」の規定状況や受注者からの問題指摘状況、条項を規定する法律的問題点等を調査した。</p> <p>その結果、協力条項は他県でも実施されており受注者との間で問題も生じていないこと、契約の自由が守られ優越的地位の濫用が行われぬ条項である限り法律上の問題は特になく等を確認した。</p> <p>これらの調査結果を踏まえ、県が予算執行の適正化を図るために必要に応じ行う受注者に対する調査を円滑に実施し、県と受注者との相互けん制機能の強化を図る趣旨から「受注者の県調査への協力条項」を契約書等に規定することとする。</p> <p>今後、協力条項の内容、受注者への周知の方法等を検討する。</p>
<p>3 県公有財産の管理について</p> <p>神戸川工業用水道事業の一般会計移管に関する協定書（平成24年3月16日付け）により、企業局から移管資産としてダム使用权が、土木部斐伊川神戸川対策課へ引き継がれた。</p> <p>このダム使用权は、特定多目的ダム法第15条第1項の規定により設定された志津見ダムの流水の貯留を確保する権利であり、同法第20条で物権とみなされている。また、他県では地方自治法238条1項第4号に規定する「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」として、財産管理しているものも見受けられ</p>	<p>（管財課、斐伊川神戸川対策課）</p> <p>公有財産として適切な管理を行うために、斐伊川神戸川対策課において公有財産台帳に登載した。</p> <p>また、管財課において、公有財産に係る関係規程を改正し、公有財産の範囲としてダム使用权を明示する予定である。</p>

<p>る。 ついては、公有財産として適切な管理を行うために、台帳記載など必要とされる財産管理手続を行われたい。</p>	
<p>4 会計事務の適正な執行について 定期監査において、収入・支出、契約、財産管理それぞれの基本的な会計事務について不適正あるいは不適切な執行が見受けられた。 また、不動産取得税の不適正事務や県営住宅の家賃算定、港湾及び漁港施設等の使用料の算定等にかかる不適切事務、さらに建築士等への支払に対する源泉徴収漏れなど不適切な事務処理事案の判明が相次ぎ、その都度業務点検委員会が立ち上げられ、原因分析、今後に向けた予防・改善措置等がとられてきている。 一方で、支出に係る経理事務、旅費事務等について、順次、総務事務センターへの集中処理化、あるいは本庁審査指導課への審査事務の一元化など内部管理事務改革が進められているところである。 また、平成24年度には関係課による会計事務点検チームを立ち上げ、過去の会計事務に関する不適切事案に対する再発防止策の取組状況と会計事務全体についてチェック体制の点検作業が行われたところである。 その結果、階層別職員研修や会計事務研修の充実強化による法令遵守の徹底や会計事務に関する知識の向上、内部管理事務改革を有効に機能させるため、会計事務に関する情報の共有化の推進、財務会計支援システムの充実、出納局による審査・指導の強化に取り組んでいくこととされている。 ついては、こうした取組を全庁あげて推進し、会計事務の適正な執行に一層努められたい。</p>	<p>(各執行機関、出納局) ①会計事務研修の充実強化 職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、下記の会計事務研修会を実施した。 ・会計事務実務研修会（平成25年2月） ：過去の不適正事案の説明等 ・会計事務研修会（平成25年6月） ：会計制度の全般に亘る研修 ②会計事務に関する情報共有化の推進 職員が了知すべき会計情報を迅速に提供するため「出納局だより」を平成24年度は年7回発行するとともに、平成25年3月には会計事務の疑問に答える「会計事務質疑応答集」及び「出納観察に寄せられた質疑に関する回答」の改訂版を策定し、ポータルサイトを通じ全職員に周知した。 ③財務会計システムの充実 平成28年度稼働予定の新財務会計システムの開発に合わせて、システムにどのようなチェック機能を持たせることが可能かを検討することとしている。 ④出納局による審査指導の強化 平成24年度の会計検査は、従来は未実施であった合庁入居機関も含めた全地方機関の2分の1において実施し、現場での会計事務指導を行った。 平成25年度の会計検査は、24年度に未実施の地方機関を対象に実施するとともに、収入事務が出納審査の対象外であることから、新たに収入事務に特化した会計検査を本庁の2分の1所属を対象に実施する予定である。 (公安委員会) 警察においては、会計事務処理にあたり、道標となるよう独自に作成した執務資料を活用することにより、確実な業務チェックを行っている。 また、源泉徴収事務、その他質疑の多い事柄や法令改正、制度改正により取扱いが変わった事務処理を注意喚起すべく各種資料を必要に応じて発出し、適正な会計事務に資するよう努めている。 併せて、経験年数別の職員研修、会計事務から離れた職員への研修等きめ細やかな研修も実施してお</p>

り、会計担当職員の更なる能力及び知識の向上を図っている。

加えて、各部の会計担当者と会計事務に関する意見交換等も行っており、情報の共有化を推進しているところでもあり、今後とも適正な会計処理の徹底を図っていく。